

特定非営利活動法人乳がん予防医学推進協会 会則

令和 8 年 3 月 31 日作成

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人乳がん予防医学推進協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主として一般女性、その家族及び関係者等に対して、乳がんの予防、早期発見、検診受診率向上、ブレスト・アウェアネスの普及啓発、患者及び家族支援、医療・行政・企業その他関係団体との連携促進に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進及び社会教育の推進を通じて、国内外の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 乳がん予防及び早期発見に関するセミナー、講演会、展示、広報その他の普及啓発事業
2. 乳がんに関する調査、研究及び情報提供事業
3. 患者及び家族に対する相談、支援及び助成に関する事業
4. 乳がんに関する教育、指導及び人材育成事業
5. 検診受診の契機創出を目的とする検診会、イベントその他の企画運営事業
6. 医療機関、専門家、企業、団体、自治体その他関係機関との連携及び協働事業
7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(種別)

第6条 当協会の会員は、次の3種とする。

- ・ 正会員 当協会の目的に賛同し、活動に参加する個人。議決権を有する。
- ・ 準会員 当協会の目的に賛同する個人。議決権はなし。
- ・ 法人会員 当協会の目的に賛同し、事業を支援する法人または団体。議決権はなし。

(会費)

第7条 会員は、次の年会費を納入するものとする。

- ・ 正会員 10,000 円
- ・ 準会員 2,000 円
- ・ 法人会員 100,000 円

(入会)

第 8 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
3. 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この会則等に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(役員種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 3 人以上 10 人以内
2. 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長とし、必要に応じて副理事長を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第 17 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。総会は、以下の事項について議決する。

1. 会則の変更
 2. 解散及び合併
 3. 事業計画及び活動予算
 4. 事業報告及び活動決算
 5. 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 6. 入会金及び会費の額
 7. 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 8. その他運営に関する重要事項
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

2. 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

3. 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 20 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、日時及び場所、正会員総数及び出席者数、審議事項、議事の経過の概要及び議決の結果、議事録署名人の選任に関する事項を記載し、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印する。

第 22 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(理事会構成)

第 23 条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監査役を除く。

(権能)

第 24 条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 25 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 26 条 当協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 27 条 当協会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第 28 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(変更)

第 29 条 この会則は、総会において、出席者の 4 分の 3 以上の承認がなければ変更できない。

附 則 この会則は、令和 8 年 3 月 3 0 日から施行する。